



# 18歳からの 選挙が始まる

## 参議院議員通常選挙

- ・ 秋田県選出議員選挙
- ・ 比例代表選出議員選挙

公示日▼6月22日(水)

**投票日▼7月10日(日)**

**時間▼午前7時～午後8時**  
(河辺・雄和地域は午後7時まで)

投票所では、最初に秋田県選出議員選挙の投票を行います。投票用紙は薄い黄色で、候補者の中から1人を選び投票します。

次に比例代表選出議員選挙の投票を行います。投票用紙は白色で、候補者名簿の中から1人を選び候補者氏名を記入するか、政党などの名称または略称を記入して投票します。

### 秋田市で投票できるかた

平成10年7月11日以前に生まれ、平成28年3月21日までに秋田市に住居登録をし、引き続き3か月以上市内に住んでいるかたが対象です。  
今年6月13日以降、市内で転居の届出をしたかたは、転居前の住所地での投票となります。

### 秋田市に転入したかた

今年3月22日以降、他の市区町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市区町村での投票となります。  
投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票をすることもできますので、前に住んでいた市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は、秋田市選挙管理委員会(市役所6階)にもありますのでご利用ください。

### 秋田市から転出したかた

今年3月10日以降、秋田市から転出したかたは、秋田市での投票となります。ただし、すでに転入先の選挙人名簿に登録されている場合は、転入先での投票となります。

■投票所入場券は郵送します。入場券をなくしても、投票所で再発行します。当日、受付でお話しくたさい

秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(888)5786 <http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

期日前投票する際、「宣誓書」に記入していただきますが、入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、あらかじめ記入してお持ちいただければ受け付けが簡単に済みます。



## 不在者投票

### ◆入院中などの場合

秋田県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の場合、その指定されている施設で不在者投票ができます。各施設の事務局へお話しください。

### ◆他の市町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。請求用紙は、各市町村の選挙管理委員会にあります。

### ◆郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいのあるかた、または介護保険の要介護者で「要介護5」のかたが対象です。障がいの程度の確認や手続きが必要となりますので、秋田市選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 期日前投票

期日前投票のできる期間、場所は次のとおりです。

期間と時間	期日前投票所
6月23日(木) ▼ 7月9日(土) 8:30~20:00	<b>市役所1階市民ホール</b> 駐車場が混雑しています。市役所へお越しの際は、なるべく公共交通機関か車の乗り合わせをお願いします
6月29日(水) 11:00~17:00	秋田大学手形キャンパス (大学会館2階)
7月3日(日) ▼ 9日(土) 8:30~17:00	西部市民サービスセンター3階 北部市民サービスセンター1階 河辺市民サービスセンター2階 雄和市民サービスセンター1階 岩見三内・大正寺の各連絡所
7月3日(日) ▼ 9日(土) 10:00~20:00	秋田駅西口2階ぼほろーど イオンモール秋田2階